（様式2-1）

令和6年　　月　　日

**参加表明書**

木更津市長　　　　　　　　様

代 表 企 業

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

令和6年●月●日付けで公告のありました「木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業」の応募に参加します。

連絡担当者

所　属

氏　名

電　話

E-mail

（様式2-2）

令和6年　　月　　日

**参加資格確認申請書**

木更津市長　　　　　　　　様

企業グループ名

代 表 企 業

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

構成企業

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

構成企業

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

令和6年●月●日付けで公告のありました「木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業」に係る参加資格について指定の書類を添えて申請します。

なお、公告に定められた参加資格要件を満たしていること、提出書類及び添付書類すべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

（１）本施設の設計業務を行う者の建築士法に基づく一級建築士事務所の登録

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一級建築士  事務所登録 | 住所  商号又は名称  代表者氏名  事務所登録番号 | 印 |

（注）1．複数の会社が設計業務を担う場合は、欄を追加して記入する。

2．一級建築士事務所の登録を証明する証書の写しを添付する。

（２）本施設の建設業務を行う者の建設業法による許可

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土木一式  工事 | 住所  商号又は名称  代表者氏名  建設業許可番号 | 印 |
| 建築一式  工事 | 住所  商号又は名称  代表者氏名  建設業許可番号 | 印 |
| 電気工事 | 住所  商号又は名称  代表者氏名  建設業許可番号 | 印 |
| 機械器具  設置工事 | 住所  商号又は名称  代表者氏名  建設業許可番号 | 印 |

（注）特定建設業許可を証明する書類を添付する。

（３）提出書類

全構成企業の会社概要（最新のもの）を提出する。

（様式2-3）

令和 6年　　月　　日

**誓約書**

木更津市長　　　　　　　　様

代 表 企 業

住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

令和6年●月●日付けで公告のありました「木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業」に関し、次の(1)から(4)までに掲げる条件をすべて満たしており、事実と相違ないことを誓約します。

(1)優先交渉権者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

* 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は優先交渉権者を決定する前6 ヶ月以内に手形・小切手を不渡りした者
* 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
* 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
* 資格確認申請書類の提出期限から優先交渉権者を決定する日までの間、木更津市建設工事請負業者指名停止措置要領（昭和 61 年 3 月 14 日施行）に 基づく指名停止措置又は、木更津市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者。

(3)選定委員会の委員及び委員を辞した者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

(4)本事業のアドバイザリー業務に関係している以下の者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

* 株式会社NJS（所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号　浜松町ビルディング14階）
* 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号　大手門タワー）

（様式2-4）

令和 6年　　月　　日

**企業グループ構成表**

**企業グループ名**

|  |  |
| --- | --- |
| １　代表企業 | |
| 住所  商号又は名称  代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | |
| 担当者　氏　名  電　話  E-Mail | 所　属 |
| ［本事業における役割］※該当する役割に○を付けてください  設計 ・ 建設（ 土木・建築・機械・電気 ）　　　　　維持管理・運営 | |
| 木更津市入札参加者資格審査基準（　　　　工事）：　　　　等級  経営事項評価点（　　　　　　工事）　　　　　 ：　　　　点 | |

|  |  |
| --- | --- |
| ２　構成企業（設計・建設） | |
| 住所  商号又は名称  代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印 | |
| 担当者　氏　名  　　　　電　話  E-Mail | 所　属 |
| ［本事業における役割］※該当する役割に○を付けてください  設計 ・ 建設（ 土木・建築・機械・電気 ）　　　　　維持管理・運営 | |
| 木更津市入札参加者資格審査基準（　　　　工事）：　　　　等級  経営事項評価点（　　　　　　工事）　　　　　 ：　　　　点 | |

|  |  |
| --- | --- |
| ３　構成企業（設計・建設） | |
| 住所  商号又は名称  代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　員 | |
| 担当者　氏　名  　　　　電　話  E-Mail | 所　属 |
| ［本事業における役割］※該当する役割に○を付けてください  設計 ・ 建設（ 土木・建築・機械・電気 ）　　　　　維持管理・運営 | |
| 木更津市入札参加者資格審査基準（　　　　工事）：　　　　等級  経営事項評価点（　　　　　　工事）　　　　　 ：　　　　点 | |

|  |  |
| --- | --- |
| ４　構成企業（維持管理・運営） | |
| 住所  商号又は名称  代表者氏名 | |
| 担当者　氏　名  　　　　電　話  E-Mail | 所　属 |
| ［本事業における役割］※該当する役割に○を付けてください  設計 ・ 建設（ 土木・建築・機械・電気 ）　　　　　維持管理・運営 | |
| 下水道処理施設維持管理業者登録　　　　　有・無 | |

|  |  |
| --- | --- |
| ５　構成企業（維持管理・運営） | |
| 住所  商号又は名称  代表者氏名 | |
| 担当者　氏　名  　　　　電　話  E-Mail | 所　属 |
| ［本事業における役割］※該当する役割に○を付けてください  設計 ・ 建設（ 土木・建築・機械・電気 ）　　　　　維持管理・運営 | |
| 下水道処理施設維持管理業者登録　　　　　有・無 | |

（注）1. 単独企業の場合は代表企業欄に記載をする。

2. 企業グループを組成する場合、構成企業（代表企業除く。）の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成する。

3. 本施設の設計・建設を行う単独企業又はJVに対する木更津市入札参加者資格審査基準又は最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（経審）の写しを添付する。

4. 維持管理・運営を行う構成企業のうち1社以上の下水道処理施設維持管理業者登録の写しを添付する。

（様式2-5）

令和　６年　　月　　日

**委任状**

木更津市長　　　　　　　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委任者  （構成企業） | 住所  商号又は名称  代表者氏名 | 印 |
| 委任者  （構成企業） | 住所  商号又は名称  代表者氏名 | 印 |
| 委任者  （構成企業） | 住所  商号又は名称  代表者氏名 | 印 |

（注）構成企業の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成する。

私たち（委任者）は、下記の企業を応募者の代表企業とし、また当該企業の以下のものを代理人と定め、「木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業」に関し下記の権限を委任します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受任者  （代表企業） | 住所  商号又は名称  代表者氏名 | 印 |
| 委任事項 | １．上記事業に関する募集への参加表明について  ２．上記事業に関する募集への参加資格審査申請について  ３．上記事業に関する応募辞退について  ４．上記事業に関する提案について  ５．上記事業に関する契約に関することについて | |

（様式2-6）

**建設共同企業体協定書**

（目的）

第１条 当共同企業体は、木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業に係る工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第２条 当共同企業体は、 　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、 　　年 　　月 　　日に成立し、第１条に規定する工事の請負契約の履行後、３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２ 当企業体は、第１条に規定する工事を請け負うことができなかった場合は、前項の規定にかかわらず、当該工事の請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　商号又は名称

　　所在地

　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、第１条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第８条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参照のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第１条に規定する工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は第１条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、第１条に規定する工事の完成後、当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当該企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

２　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

３ 決算の結果利益を生じた場合には、脱退した構成員には利益金の配当は行わないものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第２項及び第３項を準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、第１条に規定する工事に契約不適合があった場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 　　　社は、上記のとおり 　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 　月 　日

構成員 　所在地

(代表者) 商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員 　所在地

商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　印

（様式2-7）

**共同企業体協定書**

（目的）

第１条 当共同企業体は、木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業に係る運転管理業務を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第２条 当共同企業体は、 　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、 　　年 　　月 　　日に成立し、当該事業の維持管理・運営契約の履行後、３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２ 当企業体は、第１条に規定する運転管理業務を履行することができなかった場合は、前項の規定にかかわらず、当該事業の維持管理・運営契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　商号又は名称

　　所在地

　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、第１条に規定する運転管理業務に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第８条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該運転管理業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

商号又は名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第１条に規定する運転管理業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は第１条に規定する運転管理業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当該企業体が運転管理業務を完了する日までは、脱退することができない。

２　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

３ 決算の結果利益を生じた場合には、脱退した構成員には利益金の配当は行わないものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、前条第２項及び第３項を準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条 当企業体が解散した後においても、第１条に規定する運転管理業務に契約不適合があった場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 　　　社は、上記のとおり 　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 　月 　日

構成員 　所在地

(代表者) 商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員 　所在地

商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　印

（様式2-8）

**導入実績調書**

企業グループ名

企業名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工　事　内　容 | 工事名  （工事コード） |  |
| 発注機関名 |  |
| 施設区分 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 |  |
| 受注者及び  受注形態 |  |
| 工　事　諸　元 | 汚水処理能力  （m3/日） |  |
| 汚泥処理能力  （t/日） |  |
| 稼働実績（年） |  |
| 稼働日数（日/年） |  |
| 技術的特記事項 | |  |

（注）1. 導入実績を持つ構成企業の数に応じて本様式にて追加・作成する。

　　　2. PFI事業等の場合は元請けとなる国・地方公共団体も合わせて記入する。

3. 導入実績を証明する書類（契約書等の写し等）を添付する。

（様式2-9）

**維持管理・運営実績調書**

企業グループ名

企業名

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の名称 |  |
| 対象汚泥 |  |
| 発注者期間名  （公共/民間） |  |
| 施設の名称 |  |
| 施設の所在地 |  |
| 施設規模  （t/日） |  |
| 運転管理期間 | 年　月～　年　月　（　年間） |
| 業務の概要 |  |

（注）1. 維持管理・運営実績を持つ構成企業の数に応じて本様式にて追加・作成する。

　　　2. PFI事業等の場合は元請けとなる国・地方公共団体も合わせて記入する。

3. 維持管理・運営実績を証明する書類（契約書等の写し等）を添付する。

4. 公告日から起算して、前10年以内の期間において、下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む）を原料とした（一部でも可）堆肥化施設における連続した1年以上の維持管理・運営実績について記載する。

（様式2-10）

**配置予定技術者（設計・建設時）**

（１）設計に当たる者が配置する技術者（設計業務責任者）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 氏名 |  |
| 資格・  免許等 |  |

（２）本工事に当たる者が配置する技術者（主任技術者又は監理技術者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業名 |  | |
| 氏名 |  | |
| 資格・  免許等 |  | |
| 申請時において従事している  他の工事の有無 | □有り（　　　件）　□無し | |
| 【有りの場合】  発注機関：  工事件名  工事期限： | |
| 本工事と重複しないための措置 |  |

（注）１．主任技術者又は監理技術者に必要な免許等のコピーを添付する。

２．それぞれの記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成する。

３. 配置予定技術者が応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係(参加表明提出日以前に３か月以上の雇用関係)にあることを証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付する。

（様式2-11）

**配置予定技術者（維持管理・運営時）**

１）総括責任者（下水道法施行令第15条の3各号で定める有資格者）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 氏名 |  |
| 資格 |  |
| 手持ち業務の有無 | 有り（　　　件）　・　無し |

（注）１. 配置予定技術者の資格を証明する書類(資格証の写し等)を添付する。

２．配置予定技術者が応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係(参加表明提出日以前に３か月以上の雇用関係)にあることを証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付する。

（様式2-12）

**提出書類チェックリスト**

|  |
| --- |
| 提出書類  □ 参加表明書（様式2-1）  □ 参加資格確認申請書（様式2-2）  □ 一級建築士事務所の登録を証明する証書の写し  □ 特定建設業許可を証明する書類  □ 誓約書（様式2-3）  □ 企業グループ構成表（様式2-4）  □ 木更津市入札参加者資格審査基準の写し又は最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評価値通知書（経審）の写し  □ 委任状（企業グループの場合、代表企業を除く構成企業ごとに作成。単独企業は不要）  （様式2-5）  □ 建設共同企業体協定書（設計・建設業務においてJVを結成する場合）（様式2-6）  □ 共同企業体協定書（維持管理・運営業務においてSPCを組成する場合、JVを結成する場合）（様式2-7）  □ 導入実績調書（様式2-8）  □ 導入実績を証明する書類（契約書等の写し等）  □ 維持管理・運営実績調書（様式2-9）  □ 維持管理・運営実績を証明する書類（契約書等の写し等）  □ 配置予定技術者（設計・建設時）（様式2-10）  □ 配置予定技術者の資格を証明する書類（資格証の写し等）  □ 配置予定技術者が設計・建設事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証等の写し  □ 配置予定技術者（維持管理・運営時）（様式2-11）  □ 配置予定技術者の資格を証明する書類（資格証の写し等）  □ 配置予定技術者が維持管理・運営事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証等の写し  □ 会社概要（最新のもの、代表企業及び構成企業）  □ 営業経歴書（最新3か年、代表企業及び構成企業） |

（注）1. 添付漏れがないことを確認し、□にチェックを入れて提出する。

2. 営業経歴書は、直近3か年分の貸借対照表及び損益計算書の写しを添付する。